

令和3年度農地中間管理機構の活動方針

公益財団法人高知県農業公社

I 基本的な考え方

- 1 当公社では、平成26年3月に知事から農地中間管理機構の指定を受け、「県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」や「県産業振興計画の産業成長戦略」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業を新たに営もうとする者の参入の促進及び農地基盤整備の推進等に取組む。
事業開始から8年目となる令和3年度は、全市町村での事業実施を図るとともに、県内における担い手への農地集積・集約目標を1,100haとする。

II 具体的な推進事項

1 機構の役員体制

- ・現役員7人中5人が経営能力を有する体制であり、2年度も同様の体制で取組む。

2 機構の推進体制

- ・令和3年度の体制は、本部に13人、現場に推進支援員を11人配置し、取組む。
- ・平成27年9月から重点地区を中心に、現場の情報に精通したコーディネート役である「農地活用サポーター」（以下「サポーター」という。）を委嘱し、6市2町に15人を配置。3年度もサポーターを基盤整備地区で集積の機運が高まった重点地区に配置し、体制の充実を図る。

3 担い手農業者等との連携

- ・担い手との意見交換を行い、借受希望農地に合致する出し手の貸付希望農地とのマッチングを推進支援員及び農地活用サポーターを中心にきめ細かに行う。
- ・担い手が契約している個人間の利用権設定の満了に伴う機構事業への切替の誘導を働き掛ける。
- ・農地基盤整備事業実施予定地区での集落座談会に出席し、農地の集積・集約化を推進する。
- ・これらの活動を通じて、定期的に担い手との意見交換を行い、連携を図っていく。

4 人・農地プランの実質化への取組

- ・各集落の人・農地プランの実質化の取り組みを推進するため各種座談会に参画し、アドバイザーとして助言を行い、受け手への農地の集積・集約を進める。
- ・実質化された人・農地プランで人と農地の情報を、農業委員、農地利用最適化推進委員と現場を担当する「農地集積推進支援契約職員」（以下「推進支援員」という。）が共有し、担い手への農地の集積・集約化を進める。

5 農地の貸付者（出し手）の掘起し

- ・昨年同様、県外在住の地権者や相続人等が集まる年末時期に、マスコミを利用した農地の出し手募集の広報活動を行う。また、市町村や農業委員会、JAの広報などにも広告掲載を依頼する。
- ・サポーターを通じて地域の地権者等へのアプローチを実施し、出し手の掘り起こしを行う。

6 農地中間管理事業と農地基盤整備事業との連携

- ・3年度重点地区25地区のうち24地区が基盤整備事業の計画及び実施予定地区であり、県農業基盤課、農業振興センター、市町村、土地改良事業団体連合会及び土地改良区等と事業の進捗状況に関する情報を共有し、利用集積及び集約化を進める。

- ・新たに基盤整備事業や農地耕作条件改善事業に取り組む地区については、市町村と事前協議を行い、順次重点地区に指定するなど事業実施に向けた連携を図る。

7 農地中間管理事業の進行管理について

- ・事務局会議を毎月開催し、機構の本部職員と推進支援員が県の担当課も交えて、国の施策の情報共有や直面する課題を協議するとともに、事業の進行管理を行っていく。

8 新規就農対策について

- ・新規就農者の確実な農地確保を図るため、市町村・農業委員会及びJ Aと地元調整を行い、農地中間管理事業を活用して、優良農地を先行借受することで、園芸用農地の確保をしていく。
- ・新規就農者の経営初期の負担軽減を図るため、農地中間管理事業等を活用して集積した農地の賃借料に対し、就農5年以内について賃借料の2分の1を補助していく。

9 遊休農地について

- ・農地施行規則の改正に準じ、農地中間管理事業の事業規程を令和3年4月1日付けで改正し、農地中間管理権を取得する農用地等の基準の明確化を図った。
- ・農地法第35条第1項に基づき、遊休農地の所有者からの意思表示があった農地や農業委員会から情報提供を受けた農地について、用排水や農道の有無、農地の荒廃状況などの現地調査を行ったうえで事業の活用を判断し行う。
- ・農地中間管理事業で取扱いができない農地については、地権者等からの申し出に基づき、農業公社独自で行っている農地情報提供の仕組みを活用し、農地を探している方への情報提供を行い、農地の活用を促していく。

(別紙)

令和3年度 農地中間管理事業 重点地区

R3.4.1

市町村名	地区名	集積計画面積(ha)	状況	備考	
1 室戸市	庄毛地区	6.0	H30事業計画書策定 R2農業競争力強化農地整備事業導入	県営圃場整備予定	
2 北川村	野友地区	5.5	H28からゆず振興プロジェクトチームを立上げ地元調整 R3農業競争力強化基盤整備事業導入予定 果樹経営支援対策事業等導入予定	県営圃場整備予定	
3 北川村	北川地区	6.0	H28からゆず振興プロジェクトチームを立上げ地元調整 H30機構関連事業実施計画策定、事業着手(工区:宗ノ上、ニタ又、小島、久江ノ上) R1~工事着手、R1農地耕作条件改善事業導入 果樹経営支援対策事業等導入	県営圃場整備(機構関連事業)	
4 田野町	田野地区	1.1	R2農地耕作条件改善事業着手 R2から担い手農家集積		
5 南国市	長岡地区 (旧JA長岡管内)	10.0	H27から担い手農家への集積・集約 長岡営農センターへ業務委託		
6 南国市	植田地区	2.9	次世代施設園芸団地 R1農地耕作条件改善事業導入、R2新規参入企業集積済		
7 南国市	高知南国地区	—	高知南国地区国営緊急農地再編整備事業(工区:浜改田西部、里改田、片山、稲生、下島、久枝、物部、王子中・南、本村、堀ノ内、能間、住吉野、北小籠、廿枝、国分、全15工区) R3事業着手予定	国営圃場整備予定 (計画農地面積526ha暫定値)	
8 南国市	東崎地区	2.7	R2農地耕作条件改善事業着手 R3担い手農家集積予定		
9 香南市	東佐古地区	—	H29から地域農業者等への地元調整 H30農地耕作条件改善事業導入、H30担い手農家に1.4ha集積済		
10 香南市	中ノ村地区	1.7	H30から地域農業者等への地元調整 R1農地耕作条件改善事業導入、R3担い手農家に集積予定		
11 香美市	永野地区	7.0	H28事業計画書策定済 H30農業競争力強化農地整備事業着手 R5~集落営農組織法人に集積予定	県営圃場整備	
12 高知市	介良沖ノ丸地区	3.0	H27から地域の担い手農業者等への集積調整 農地耕作条件改善事業導入予定		
13 いの町	北浦地区	1.4	R1農地耕作条件改善事業導入 R3~担い手に集積予定		
14 中土佐町	奈路・三ツ又・榎野々地区	2.1	H28から農地耕作条件改善事業着手 H30集落営農法人に集積1.4ha済		
15 四万十町	米の川地区	10.0	H27から圃場整備に向けた地元調整 H28事業計画書策定、H30農業競争力強化農地整備事業着手 R4~集落営農組織、担い手に集積予定	県営圃場整備	
16 四万十町	志和地区	8.0	H27から圃場整備に向けた地元調整 H29事業計画書策定、R1農業競争力強化農地整備事業着手 R5~集落営農組織に集積予定	県営圃場整備	
17 四万十町	影野地区	—	H30機構関連事業地元説明・調整、R1事業計画策定 R2中間管理権設定10.9ha済、(工区:影野、床鍋、奥興地、魚ノ川) R3機構関連事業着手予定(集落営農法人、企業に集積予定)	県営圃場整備予定(機構関連事業)	
18 四万十町	影野地区	1.1	H30農地耕作条件改善事業着手 R1~担い手に0.9ha集積済、R3担い手(法人)に集積予定 R1~果樹経営支援対策事業等導入(栗)		
19 四万十市	入田地区	18.0	H26農業競争力強化基盤整備事業着手 R2事業完了予定 R3~集落営農法人に集積予定	県営圃場整備	
20 四万十市	利岡地区	20.6	H28農業競争力強化基盤整備事業着手 R3事業完了予定 R4~集落営農法人等へ集積予定	県営圃場整備	
21 四万十市	三里地区	7.0	H28農業競争力強化基盤整備事業着手 R3事業完了予定 R4~集落営農法人に集積予定	県営圃場整備	
22 四万十市	古津賀地区	—	R1から地域農業者等への地元調整 R2農地耕作条件改善事業導入、R2担い手農家2.7ha集積済		
23 土佐清水市	下ノ加江地区	—	H29機構関連事業の地元説明・調整 H30機構関連事業計画策定、R1中間管理権設定10.4ha済 R2機構関連事業着手	県営圃場整備(機構関連事業)	
24 土佐清水市	斧積地区	1.3	R2農地耕作条件改善事業着手 R3担い手農家集積予定		
25 黒潮町	加持地区	—	H30機構関連事業の地元説明・調整、R1事業計画策定 R2中間管理権設定15.6ha済 R3機構関連事業着手予定(法人、個人の担い手に集積予定)	県営圃場整備予定(機構関連事業)	
計	13市町村	25	地区	115.4	

※ 機構関連事業地区